

## 平成30年度第1回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成30年4月23日（月）10時開会 12時30分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎水明荘

### 3 出席者

- (1) 常設審議委員 20名／14名（出席者は別紙名簿のとおり）
- (2) 鳥取県経営支援課 栃本課長、中西課長補佐、岡本係長、河本主事  
鳥取県農業農村担  
い手育成機構 伊藤専務  
総合事務所農林局 (東部) 吉尾主事  
(中部) 前田係長  
(西部) 平田主事  
鳥取市農業委員会 岡本係長、川口主事  
南部町農業委員会 亀尾事務局長補佐  
岩美町農業委員会 前田補佐  
倉吉市農業委員会 森石事務局長、隅主任
- (3) 事務局 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐

### 4 開 会（倉益事務局長）

おはようございます。

平成30年度第1回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は20名中14名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

### 5 挨拶

#### 上場会長挨拶

今年度第1回の会議です。4名が新しく加わりました。

3月20日に総会を開き事業計画の承認をいただき4月に実践に入ることとなった。

20日は市町村農業委員会職員基盤研修、27日は会長事務局長会議を開催します。

4月の人事異動があり県は岸田部長が退職され、村尾部長に交代したので、部長・次長と打合せを行った。補助金をもらう人は限られている。これから農地をどうするかは切実な問題であるので、部次長は現場を知ってもらい、農業会議、担い手育成機構へのご指導・ご支援をお願いしたいと思います。

農業農村担い手育成機構は小林専務が退職しまして、新しく伊藤専務へ交代した。全部の総括をしてもらいます。

農業会議は倉益局長の下がんばっていきます。

#### 栃本経営支援課長挨拶

制度見直しがあり、法令業務に加えて農地利用の最適化にご尽力いただいております。

人・農地チームへ皆様、参画していただき、担い手への集積がすすみました。これからは面的まとまりが必要です。地域の話し合いが一層重要と思っています。地域のごことは地域の方々のご存知と思います。地域のチームに参加していただき、農地利用の最適

化が進むようご協力をお願いします。

#### 伊藤農業農村担い手育成機構専務挨拶

退職前2年間、関西におり農業から離れていました。農業のリハビリが必要と思い4月に各市町村を回りました。これからは課題を聞いて、解決していきたい。皆様のご協力をよろしくお願いします。

### 6 新委員の紹介

事務局 4月から加わられた八頭町の横山会長、琴浦町の福田会長、伯耆町の車会長、日南町の梅林会長の4名を紹介。県信連の入江理事長を紹介。

### 7 常設審議委員会の審議について

事務局 (参考資料により説明)

### 8 議事録署名委員の決定

議長 議長から指名させていただきます。  
(上場会長) では、智頭町の小林会長さんと、伯耆町の車会長さんをご指名いたします。

### 9 報告事項

#### (1) 先月の農地転用許可の状況について

県経営支援 (資料1により説明)

課

議長 農地白書を作ることにしたが、5年間でこうなったとか。非農地化が進んだなど、総括的なまとめになればと思うご尽力をお願いします。

#### (2) 先月の米子市農業委員会説明資料の周知徹底について

事務局 先月の米子市農業委員会作成資料を模範資料として、情報共有する。

#### (3) 農地転用に係る太陽光発電設備に関する検討会について

事務局 3月に検討会を開催した。農政局、県の担当者に集ってもらい検討会を開催しました。県と一緒に指導指針を作成していきたい。

議長 ほぼ完成しているが、通産省とのあわせ許可なので、どうまとめるかももう少し検討をさせて下さい。

#### (4) 農地法第18条(農地の賃貸借の一方解約)の規程に基づく事案について

県経営支援 (資料2により説明)

課

小林委員 土地区画整理事業の実施主体はどこか。

県経営支援 倉吉市です。

課

小林委員 前段の話だが、その時は市長が管理していると思うが、その時の扱いについてきちんとされていなかった市長に責任があると思うが。

議 長 県であろうと市はすることをしていないとたいへんなことになる。ちゃんとやらないといけないよという意見です。

山脇委員 補足しますと、ここの地域は水田だったが、将来、都市になるだろうという区画整理です。

## 10 審議事項

### (1) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 (資料3により、農業委員会総会付議事案(平成30年4月)を説明。  
(30aを超える説明事案なし。事務局より事案を説明。米子市農業委員会の事案の譲受人を鳥取日産から鳥取日野へ修正)

山脇委員 3事案あるが書式を統一してください。例えば5ページの横断図は必要ないと思う。

議 長 20日の金曜日の研修で経営支援課の河本君がみんなにいいぐあいに話してくれまして、立地基準と一般基準があるわけですが、必ず現場に行きて、それを家を建てたり転用したときに、周辺の農地に大雨が降ったときに土砂が流れないかとか、日陰になって周辺に迷惑かけないかとか、要するにその住宅を建てる住宅の建築基準法の図面なんか要らないわけでありまして、近所に迷惑がかかるかどうかということを審査するということが眼目なので、そういうことに意を用いてくださいということは説明をいたしました。具体的な書類のつくり方は27日のときに出しますねということにしておりますので、今の山脇さんの御意見を踏まえて1にも2にも点検をして進めたいと思います。

農地法第5条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議なく可決承認した。

### (2) 農地法第39条第4項の規定に基づく農地中間管理機構への利用権設定の裁定に係る意見聴取事案について

県経営支援 (資料4により説明)

課

議 長 中間管理機構の理事長の立場で補足を申し上げたいと思います。

実は全国で所有者がわからない土地というのが非常にふえてきて、政府を挙げて今対応中であって、今の国会でも審議をされ、先週の木曜日に委員会も通過をしているという、道半ばであります。この制度が2年ほど前にできたんでありますが、実際動かしたのは青森県が1件と静岡が1件だったのでしょうか。私どもで3件目になるんだと思いますが、非常に事例は少ないわけですが、これからこういうことも増えてくると思います。

先ほどの横なりの資料にありましたのに、所有者が全くない、ゼロという場合もありますし、所有者が過半以上あれば5年貸し借りがで

きますので、過半に満たない場合というのも同じことなんですが、どちらにしても機構が、農業委員会がまず所有者ありませんかといって6カ月聞き合わせて、ない場合に農業委員から機構のほうにお願いしますというものが来れば、機構としては知事に裁定を申し込んで使えるようにするというたてつけです。普通の所有権が明確な、地主さんがちゃんとわかっているものを機構が借りる時には、基盤法によって農業委員会を通して機構が借りますが、このような事態は地主がわかりませんので、機構は地主から借りられませんから、知事に申し立てをして、知事が裁定をされることによって機構が借りたことになるというわけでありまして、したがって、知事から機構に裁定の通知が来ましたら、今度は私どもが使いたい人に配分計画をしていく、そこは手続的には普通のものと同じような手続でいくんだと思います。

そこで、この案件は福塚の山本さんが地主さんから借りて以前からずっとつくっておられたものです。間に入っていたのはエナジーにちなんでありまして、ずっとつくっておられたが、このごろおばあさんどけなかいなと思ってエナジーにちなん職員が行ってみたら亡くなっておられたと聞きました。後でまたちょっと梅林さんから補足をいただきたいんですが。その後、いい農地でありますし、山本さんのほうがずっと保全管理をしておられます。今回、こういうことになった以上は、作付をする必要もあるわけですから、米をつくるのか、大豆をつくるのか、どうするのか、山本さんのほうも急いでおられますので、県のほうでは急いで手続を進めていただくようにこの場をかりてお願いをしたいと思います。

梅林さんのほうから、様子について補足をお願いしたらと思います。

梅林委員

先ほど来説明がありましたとおりでございますが、山本農場さんが平成28年までは作付をしておられたんですが、亡くなったのが26年ということで、2年間は亡くなったのがわからずにつくっておったんですが、その小作料はエナジーにちなんを通じて、喜美田さんの口座が閉鎖されていなかった関係上、そのまま小作料は振り込んであったということでございます。それで、今年の29年は山本さんが、亡くなったということがわかったんで、その後は畦畔の草刈りしたり、耕うんしたり、管理して、継続してつくりたいという気持ちがあるのでそういう形をとっておられたということでございます。それで、喜美田聡さんは奥さんがおられたんですけども、奥さんは昭和58年に協議離婚されておまして、子供さんがいないということでございます。聡さんのお兄さんが2人おられますが、その方はもう亡くなっておられて、三男の方に子供さんがおられますけれども、これはどこにおられるかわからないというような状況。相続関係はそういう関係でございます。あと、大体説明があったとおりでございます。

議 長

私も直接聞いておりませんので、口座が閉鎖されてなかったので払っていたって話なんですけど、その間の固定資産税はどういうふうに徴収をしていたかとか、それと、この書類に、県の資料4の1ペー

ジの一番下に賃借料が反当5,000円となっておりますが、地主がいないのに5,000円払うわけでもないのですが、制度上は保証金ということで法務局に払うと思うんですけど、それは法務局に払うお金であって普通の賃料ではないですよ。そこの賃借料となってるんだけど、その説明をちょっと補足をしてください。

県経営支援 中間にエナジーにちなんが入ってますよね。  
課  
議 長 過去はね。

県経営支援 まず、5,000円ですね、こっちの方について若干ちょっと説明がありませんでしたので、御説明させていただきます。賃借料10a当たり5,000円ということで、日南町の全体の平均を7地区挙げて計算してあります。

議 長 いやいや、いいだいいだ、地主がおらんのに賃借が払われただけんな、そこはどうするだっちゅう話だ。

県経営支援 地主さんには払えないということがありますので、これは供託という形で鳥取の地方法務局のほうに保証金の形で10a当たり5,000円供託です。  
課  
法務局に預けて。万が一相続人が出てこられたりしたような場合にはこれが使われます。

高西委員 法務局に預けてああなんてこと一言言ってごしならようわかあだけどな。けども県も、今後こげなことがだんだん出てくうよ。もうちょっと勉強してな、それから、法律用語もべらべらべらでなく、解説して、わしやちみたいな頭の悪いもんでもすぐわかるような説明してほしいと思うだがんな、頼みますわ。

議 長 少し不十分だったと思いますけれども、趣旨は御理解をいただけたと思います。したがって、県としては裁定をするについて、この常設委員会の意見を求めているということでもあります。この裁定を異議があるか、これでいいのか、機構につけていいのかということでもあります。

議 長 農地法第39条第4項の規定に基づく農地中間管理機構の利用権設定の裁定に係る事案は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議なく可決承認した。

### (3) 農山漁村再生可能エネルギー法第7条第12項に基づく意見聴取事案について

岩美町農業 (資料5により説明。現地調査報告を小林委員が行う。)  
委員会

小林委員 現地調査の報告をさせていただきます。時間も押し迫っております

ので簡単に申し上げます。きょう、このことにつきましても、これは平成28年の6月だったと思いますが、同じ発電でさっき説明しましたけれども、そのときにも4、5名の委員の皆さんから御指摘をいただいたということで、その点につきましても踏まえまして、今回の現地確認をさせていただいたところであります。

皆さん、この1枚の紙にダイジェスト版を私つくりまして、裏のほうでは今の現状写真を載せておりますし、それから、この内容については4月の23日、本日の説明資料として現地確認を4月18日10時から正午までということで、岩美町の役場、並びに現地のほうに出向かせていただきました。それで、確認調査の出席者につきましては記載のとおりであります。施設整備の計画につきましては、事務当局のほうから説明ございましたものですから省かせていただきます。それで、立地についての基準でございますが、現地確認の説明の中で、一番下の協議内容における課題・問題点というのは28年のときにも出てきました課題でございます。そこで、この内容を見ますと、農用地の区域外、特別管理といいますか転用許可に係るというのは第1種の農地であります。ところが、荒廃地調査の分類というのをA判定にやっとするわけですね。そこで現地確認をしまして、私は、これは荒廃農地であるためB判定ではないかという質問をいたしました。そういたしましたところが、農地利用状況調査が毎年行われる中でB判定だと。それならばなぜB判定にしないのかという御指摘も申し上げたところであります。しかしながら、このA判定のときに、それぞれ担い手機構の中間管理機構のほうに、この農地をどのような扱いにしたらいのかということについて岩美町農業委員会で審議をされ、そのものの中間管理機構、担い手機構との調整がなされていない、この点についても若干の課題を残しておるではなかろうかなと、こういうふうに思っておるところであります。

それから、発電の整備期間及び使用期間ということで、もしもこれが施設整備の認定がございましたらこういう計画でやるんだということでもあります。それから、土地の原状回復についてでございますけれども、当初は5年間、4%で1,000万ということで上げておりましたものですから、先ほど事務当局が説明しましたけれども、これでは以前、米子の会長の高西会長のほうから、これについて有毒なものもあるし産業廃棄物とすればかなりの費用も要るしということで、その積算をきちっと明確にしてくれということで、本日4,000万、これも業者等々によって一応問い合わせ、その結果4,000万。しかしながら、前回にも指摘がございましたけれども、今回の4,000万にしても貯金に一応積み立てるということですが、それなら誰がこの残高確認をするのかという課題・問題点が出てこようかと思っております。その中において、私が振り返ってみますと、28年の6月の諮問委員会においては私はこの確認については町のほうに寄附採納をして、その積立金が幾らになるかわかりませんが、固定資産の収入と合わせて、その町との契約を結んで、20年後においては行政がこのものの撤去をやるんだという形も一つの案ではなかろうかなという私の考えでございますけれども、そうしませんと、幾ら積んだ積んだと言いながらも誰が検証

するのかということが出てこようかと思っておるところであります。

それからもう1点につきましては、荒廢地で1種農地ということでもありますので、利用意向調査等々によつての結果でありますけれども、今後この点について本日の常設審議委員会において全体でございますが、各市町村とも統一した見解で一つの常設審議委員会に諮問できる環境づくりをつくっていただきたいと、こういうように思っております。簡単でございますけれども、以上で報告とさせていただきます。

議 長

今、小林さんからもございましたように、先回の審議が28年6月27日で行いましたが、白兔会館で、午後から総会が予定してありましたが、いっばいいろいろなやつが紛糾しまして昼御飯が間に合わなかったという記憶がございます。そのときの議論が2、3ありましたので私もレビューさせてもらいますと、まず、高西会長から性善説でものを見てるのではないかと、こういうところで議論するのであるから、やはり性悪説でものは見て点検をしないと、なあなあになってしまうという話がありました。きょう挨拶のところで申し上げましたように、今、森井さんや県のほうが指針をつくっておりますけれども、その中に基本的なそういう考え方を盛り込んでいくということが大事だと思っております。

2番目は、山脇さんのほうから、光が入ってきてそれはどうするだということがありました。今回この岩美町の資料には、光の点は調整しておりますということが書いてありますので多分よかろうかと思えますが、ただ、境の足立さんからも言われておりますように、全部そういうことを見るのか、どこまで自治会の承認を得るのかということもこれも課題で残ったままであります。さらに、瀨坂委員から5年1,000万の入金状態をどう確認するかという、これはかなりしつこい質問だったですけど、小林さんのほうが助け船出されて、寄附採納したらいいかないかということ提案がありました。これもその後全く片ついておりません。営農型のときに、圃場の外に持っていけばいいだという話と、持って行ってあとは産廢だちゅうんですけど、その重金属があるかないかも含めましてですけども、通産当局のほうとの確認も必要だろうと思っております。

最後に松本町長からそのとき発言がありましたのは、変な話だと、健全な農林業と調和するって法律で書いてあるんだけど、ただ単に転用を促進するためのものではないか、法律の名前と実態がなかなか合っていないなという印象を、町長が話されたというふうに覚えております。

A判定、B判定については私が申し上げましたが、その後岩美町さんとは具体の調整が進んでおりませんので、これはこの場でなくて改めてまたそこは調整はとっていきたいと思えます。

では、2年前から解決してない問題もそのまま引きずっておるようでもありますけれども、委員の皆さん方から。

小林委員

私、緊張しておりましたけども、山脇会長が不在になりましたもんですから、1つ落としておる点だけをお願い申し上げたいと思ってお

ります。

山協会長のほうでは、必ず荒廃農地であれ転用する場合は原状回復をして耕作できる前提のもとで取り組んでいただきたいと、こういうことが毎回会議の中で出ております。しかしながら、ここの現地の状況を見ますと、高齢化、担い手がいない、そういうことで1団地2町幾らというものが今の荒廃農地になっておる。そこは湿原であって耕作不利地であるというようなことも踏まえた場合、こういう事業が入ってきたときに必ずや原状回復というものが必要なのかどうか、このあたりも検討をお願い申し上げたいと思います。

議長 非常に大事な議論だと思います。違法転用の場合には懲役刑までついたのですね。懲役刑までついた罰則がある中で、扱いは慎重以上に慎重であるべきだと思います。これは宿題にさせていただきたいと思います。

横山委員 私、初めてこの会に出たということで参りましたが、それで、現地確認、私、小林会長さんと一緒にさせていただいたんです。それで、会議を初めにしよったですけどな、いわゆるどういう現場の現状なのかということがわからず、話をさせていただいたんですけど、もちろん近辺の農地に与える排水の問題ですね、この現状見回すと、普通の水ならね、雨水ならいいんですけど、もう想定外の80mlとかいうやな水が、雨が降りますと、想定できないような洪水になるようなね、ないとは限らないですね。だから、そういうことも申し上げておったんですけども、実は対象農地のA、Bの話ございましたけども、非常に想定以外、田んぼでなくて、ヨシが生え、ガマの穂が出ているような写真見られたと思いますけども、そういう農地を、もう耕作放棄地であるわけですね。そういうものをこのいわゆる電源、ソーラーパネルをしまして電気を売電するという設備をしたら、きれいな宅地並みの場所になって、そして事業をされるわけですけども、ただ、それを今度20年後にはそういう営業しないというような、もし、ことがなれば、原状復帰しなきゃならんと。原状復帰となるとね、ヨシの生えた、ガマの生えたようなものにするわけじゃないわけですし、当然農地になるわけですね。そうしますと、現状にないような見事な農地に生まれ変わると思うんですよ、実際は。けども、小林会長さんが言われるように、これほど高齢化で、今でさえ農地を耕さないで生産活動してないようなものを原状回復してどうなるのかということが、今以上に非常に重大な問題にならへんかなということを思うわけですね。そのあたりのことを十分考えな、やっぱり現地を見ながら判断はして、将来のことも考えながらどうしていくかというようなことも考えないといけないじゃないのかなということを私なりに考えさせていただいたというところでございまして。長い時間お話しさせていただきましたけども、本当にそのことを感じましたのでね。机の上で話ししとんじゃなしに、やっぱり現場に先ん出て物事を見て考えて判断しないとイケないじゃないかというふうに思いましたので報告させていただきたいと。失礼しました。

議 長 感想として受けとめておきたいと思います。  
是非についての御質問や御意見がありましたらお願いします。  
恩田さん、どうですか。

恩田副会長 せっかくの機会ですので3点ほど御質問いたしたいと思っておるところでございます。

まず、1ページ、5ページかわかりませんが、の中で、農山村の再生可能エネルギーの基本設備計画の概要の中で、普通の場合でしたよ、当初の計画なってますわね。認定日が28年の6月9日、設備計画の認定が28年の7月8日ですわね。普通の場合でしたらですよ、大谷地区はこれで1回許認可が出とるんですよ、許認可が。そのものを、許認可を出たものを、普通の場合だったら大谷地区は出てますから、岩本地区がこういう格好で出ていくと、で、30年の3月7日に認定申請が行われたということですが。何で二重にせないけんのか、その意味はどこにああのか、会社がおかしくなった、これも会社の取締役がかわってますが。で、そのようなことになるのか、それがまず1点とですよ、これはまあ、農振の29年の6月にはもう外れてますから、そのことが1点ですよ、1点と、もう1点はね、6ページ、はぐっていただいて6ページ、米印の中で相続放棄農地のため、菜の花だい何だいの弁護士が相続財産の管理人となり、鳥取家裁から対象農地を株式会社メデアに上記区画で売買することが許可されたとなってますよ。これね、株式会社メデアがね、農地を取得できるんですか。そのことが2点ですよ。これ、できませんよ、これは、完璧に。うちもね、こういうケースがあったんですよ、相続放棄するのが、どんどんありますよ、これからは。農地法は農地法に基づいて、農地じゃないと売買できんと、うちの管財人弁護士みんな言ってますよ、米子の弁護士は。あんたんとこの弁護士はおかしいだないかや、これは。本当に弁護士だだかね、大体。いや、この辺をね、1点ではありません、これ、2点。会長さんわかりますか。

と、3点は、これは県の方々にもお伺いせないけんわけですが、太陽パネルの設置も云々書いてあって、反射光が当たることのないよう太陽パネルの設置方向、設置角度から配慮された計画となっているというものはうちにもありましたよ、その角度で。四季によってね、角度が違うんですよ、四季によって。そのときにですよ、一遍はその現地確認に行かれた方にお伺いいたしたいと思います。四季によって違います。その中で、四季によって違ったときに、公害が出たと、一カ所にばんばん夏、当たってきたというときに誰がどのような責任をとられるのか。県がとられるのか、それとも地域の農業委員会がとられるのか、ですよ。でね、私この間ね、うちの組合長、まあ、わしも農協理事出てますから、うちの顧問弁護士を貸してくださいと言ったら、いや、農家の方の組合員だったら貸してやると。いう格好でうちと鳥取市は農業委員会の会長が責任を負わないけんですよ。訴訟があったときには出ていかないけんですよ。そういう格好はね、わしは十分してますよ。県のその考え方をちょっと伺ってみたい。その3点、よろし

くお願いいたします。

議長           それでは、時間も経過しておりますが、大事な点でございますので、簡潔にお願いします。  
まず、計画を単独とせずに変更とした理由は何か、これ、岩美町からお願いします。

岩美町農業委員会    済みません、ちょっとそのあたり不勉強であれなんですけども、大谷地区を実施したときから岩本地区の計画も既に計画はありましたけども、まだ地権者等の同意を得られたわけじゃなかったということで、とりあえず大谷地区だけを対象にして計画をつくらせていただいたということで、別の計画にすべきだったのかちょっと、町としての基本計画になりますので、当然、町の基本計画っていうのは1つだというふうに考えておりますので、それ、また別の計画ということで上げるということではなくて、町の基本計画の中で大谷も岩本も上げるということがいいんじゃないかということで、そういうふうにさせていただいております。

恩田副会長       違あです。わしの質問と違あがな、話が。わしが言うのは、これ、28年にもう認可になつとるだよ、認定が。あんたが言うことは全然違あだないかや、話が。単刀直入に言いなさいよ。その言い回しみたいなことばっか言わずに。普通だったらこれで許認可になればこれですよ。大谷、岩本地区ですか、岩本地区は岩本地区で出されるのが当然のことでしょうがな。言い回しよりも単刀直入に言ってください、会長さん。

小林委員       今、南部町の恩田会長のほうからのお話は、もっともな意見でございます。そこで、2つ上げてきたのに我々の説明聞いたら、これ、認可されたの今まであるのかな思いましたところが、前の社長が今、会長になつとるだと。認可したものはそのままもう稼働しよるから外してしまえばいいということですが、町のほうの一応見識というか考え方が、話を聞くと、今度社長が会長、今度はその次の方が社長になつたと。そうすると、そういうものを両方上げてきたんだというニュアンスめいた説明もありました。今、恩田会長言われるように、一応認可されたものについては、もう稼働しておりますし、記載する必要はないというのが実態だと思います。  
それからもう1点、何だったですかいな。

議長           そこまで、そこまで。  
町の基本計画としては両方合わせた基本計画でしょうが、農地法5条の申請については当該エリアの審査、是非ですから、両方合わせた話ではなくて、5条申請についていけば新規なとこだけだと思っんですよね。その記載が不十分なので、恩田さんからすれば、一遍許可したのも含めてここで許可するのかという御質問だと思いますので、きちんと町の計画を合わせた基本計画だけれども、今回農業委員会で

御審議いただきたいのは新規のところでございますと言えば済む話ですよ。そういうことでいいですか。

恩田副会長　　ちょっと待ってくださいよ。今、会長が言われることはね、今、小林会長が言われるのはね、社長がかわったからね、また審議出さないけん、それはね、倒産会社ですがな。

小林委員　　いやいや、私はそういうふうに関地説明会ではお聞きしたということをお話した。

岩美町農業委員会　　済みません、一度、このたび当初計画でここに改めて上げさせていたいただいたの、基本計画が当初この大谷地区の計画であって、それにこのたび基本計画については岩本地区を基本計画の対象地区として加えさせていただいたということございまして、改めてその設備整備計画に上がってきました農地としては、また別の、岩本地区だけの申請が上がってきておりますので、それを改めて農地法に基づいて審議をお願いしたいということございまして、基本計画はあくまで大谷地区と岩本地区合わせたものを基本計画の対象農地として上げてますけども、設備整備計画に上がってきました対象農地としては、岩本地区のこのたびの2万2,000㎡の分だけが審議対象にさせていただけたらという意味でございます。

恩田会長　　会長、全然ね、話が違あですがな。わしらはそげな岩美町のことを話してるわけじゃないですだ。ここは農業委員会の席なんですよ。あんたんとこがどげな計画練っちょうだい、せやんことは関係ないことだ、町が。ここを整備してしまってもかまあへん。だけど、今話ししとうのは農地法を基本としたものの考え方だ。おまえの言うことは全然違あがな。

議 長　　混線しておりますけど、様式がこれでいいのかどうかということも含めて、僕はわかりませんが、一旦ちょっとそれで議論を待ってください。

2番目の、売買を弁護士が言ったから家裁から売却することが許可されているという、この表現の根拠や現状について説明してください。

小林委員　　ええかな、1点。俺のほうから、次の件。

議 長　　はい。

小林委員　　私は現地の確認と協議の中で、これならばB判定にして、非農地で扱ってからやれば、農地でないし農業会議や常設審議委員会にもかける必要はないんじゃないですかということは一応申し上げたんですよ。ということだったな。

議 長　　それはまあ置いておきまして、そのとおりですが、ここでなぜ誰が

許可したか、そのところを。

岩美町農業委員会 済みません、ちょっと私のほうが見識不足で大変申しわけないですけども、土地ということで、審判ということで鳥取家裁のほうの売却許可の文書を業者のほうからいただいているんですけども、それを家裁の審判のことをついてそのままちょっと書かせていただいたということでございまして、その審判のほうには同不動産を合計金100万円で売却することを許可するという29年5月付の審判がありまして、それに、後ほどの転用についてはまた別の問題になると思いますけども、とりあえずそういったことをちょっと書かせていただいたということでございます。

議長 いやいや、農地法の転用じゃないですよ。売買は農地法を通らな売買できませんよ。岩美町農業委員会は、これ、どう扱ったんですか。

農業委員会 農業委員会で、5条の所有権移転と、あと転用のことについて農業委員会のほうにお諮りしておりますけども。

議長 ちょっとよくわからんな、この記載からはその経過が。農業委員会がどのような審議をされて、家裁がなぜそういうことになったのか、経過が全くわからんで。

高西委員 がいにそげな難しいこと考えずに、裁判所が言ったけえそれをうのみにしてしまっただけでえことでしょうか。それか、裁判所は本当は許可はするけども、農地法に基づいて売買せよって一言言わもんならそげなことがなかったと思うよ。ただ、言いわけでどげして言いわけしよかと思っておんなあけん、そげなことになあだがん。それから、何で28年度のときにどうじゃこうじゃってえけど、そのときは地権者の話がまとまらだっただけでえことでしょうか。そのときまた持っていきちゃりやできちようわい。だけん、そういうことを素直に言いならんけん、ややこしなって時間ばっかあかかあだがん。もうちょっと素直になあない、それは。

議長 はいはいはい、ちょっと、3点目。季節によって太陽光の位置が変わって苦情が出たときに、それは誰が責任持つか。  
これは県のほうから答えてください。

県経営支援課 ちょっと済みません、事例としてそういうケースっていうのはあんまり勉強してないので申しわけないんですけども、基本的には責任云々っていうのは、太陽光発電の設置者が負うべきものでございますと思われませんが、ちょっとほかの事例等探させてもらった上で改めて回答させていただけたら。

議長 それはね、事例が起きてからじゃおかしいわけ。それで、農地法の

許可とこっちのね、環境サイドの、通産許可とあわせ許可ですから、片一方が不完全なものを後ほど許可したらいけませんし、やっぱりあわせ許可というのは両方が進まんといけませんよね。現に恩田さんのほうは苦情を受けておられるわけですよ。それから、そういうことがあっちゃいけないので足立さんやみんなが心配をされていて、まさにそれでテキストをつくろうとしてるわけであって、事例が起きたら勉強しますというんじゃ話にならないので、理屈的にどうなのかということをもう一遍お答えいただきたいと思いますが。

課長が印象としてはどうでした。

県経営支援課 事例って申し上げたのは、多分ほかのところの事例のお話だと思うので、我々ももう少し勉強させていただいて、また御報告させていただきます。お願いします。

議長 恩田さんの言い方としては、最終的な許可権者、普通知事ですよ。たまたま南部町と鳥取市はそれを受けてるわけですが、それで、言われたときの責任を痛感しとられるわけですよ。ということは、県のほうがやっぱり知事としてそこはどういうことかというのは大事なことです。そこは、この場とは言いませんけれど、きちんと整理をお願いしたいと思います。

議長 それでは、3点それぞれ異論がありますが、岩美町さん、まずね、2年前に僕はA判定とB判定のことをかなりしつこく聞いたんですよ。小林さんがおっしゃったように、B判定にして機構に来て、これ、使えませんかと言えば、それで非農地化をすればその段階で非農地になるわけですから、で、別の考え方を考えればいいわけですよ。ところが、農地のままだと復元をせなければなりませんし、復元をするといったってどうするだということで、横山さんのおっしゃったとおりそのまま引きずるわけですよ。だから、農地でないところはもう農地に使いませんとはっきりするために通過儀礼として今の仕組みがあります。日南町もどこも、今、非農地化の話に、南部町も三朝も取り組んでおられるわけですが、やはり農業委員会としてそこはもう少し明確にしてもらうこと。それから、売買についてもですね、さっき言うように、科料もついた我々は許認可の業務をしているわけですから、そこはもう少し丁寧な説明がないと、これは、あんたけさからずっとおられたわけだけど、倉吉市の話もありました。そのときにインチキをしちゃうと後がまた大変なことになるわけですから、大事にはしたいと思います、してほしいと思います。

一応時間がかなり経過しておりますが、少し論点の整理が要るかなと思います。扱いをどのようにすべきか、御意見があれば伺いたいと思います。

小林さん、どうぞ。

小林委員 さっき私が申し上げたように、岩美のほうから現地協議の中で、本来なれば28年のときにもうB判定ではないかと、これは上場当時理事

長が御指摘された意見だったと思います。そこで、もう荒廃農地で手がつけられないよという現状を見ていただいだ中での説明であったように伺っておりますけれども、その時点に、現地を見た28年の帰りに、次はここもソーラーの施設をやりたいんだということは車の中で説明を受けた覚えがございます。その時点に、岩美町といたしましても次のステップを踏むんだったらそのように、先ほど上場会長が申し上げておられたように、その2年間の間に毎年のように利用状況調査においてA判定であるとかB判定であるとか、10何年も荒廃状況で放っておく農地については必ずそのB判定というもので、そのB判定になる前に担い手機構のほうに問い合わせ、現場の中で担い手があって受け入れるような農地になるのかどうか、それで、耕作放棄地、再生対策事業でも取り組んで再生しても、そのものが受け手があるのか、受け手がなかったらそのことはできませんけどね、そういうふうなものの検証が非常に一度もやられてなかったところに本日の課題・問題点が発生したのではなかろうかなど。これについて私も1日現地確認しに行けやということで、その日に解決することができなかったことにつきましては大変申しわけなかったというのを思っておりますけれども、今後におきましては、先ほど申し上げましたようにそれぞれ統一した見解、それから、さっきの農地規制についても、岩美が何ぼの下限面積で取り組んでおるのか、その地域地域で違いますけれども、その下限面積に小作をしたりや、現在地権者として持つとる面積の総面積が、取得する合わせて、そのものが下限面積をクリアしとるかどうか、このあたりもうちょっと勉強されんといけん、岩美町におかれては、というふうに思っておりますので。

議 長

そうしますと、追加の説明をいただかないと、きょうここで決をとる段にならんと思います。私のほうからの提案でございますけれども、岩美町さんから来月もう一度説明を受けるということにして、その中身は、今、小林さんがあったように、B判定として非農地化でいくのか、あくまで農地のままいかれるのかが1つ。次は売買の経過がどうということだったかということ。県のほうからは反射の話についてどうか。以上3点を次回に説明を受けて、その後判断するというので、本日はここで可決とか否決とかという段にならんように思いますが、いかがでございましょうか。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）

皆さんよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、もう一度、次の常設会のときに追加の説明をお願いしたいと思います。

それでは、審議事案は終わりました。

## 11 情報提供

(1) 平成29年全国農業新聞情報活動表彰及び第24回農業委員会だよりコンクールについて

事務局

(資料6により説明)

(2) 平成29年度農業者年金加入推進状況について

事務局 (資料7により説明)

(3) 平成30年度全国農業委員会会長大会の開催について

事務局 (資料8により説明)

12 その他

福田委員

太陽光パネルで困っていることがあります。大きいところだから回復のお金が積めたり、地域におろすとかできると思います。小さいところはそういうことができないと思います。うちの場合、企業が完成報告を農業委員会に出して、他に売っている場合、誰が責任を持つか、特にフェンスをしてなくて、草ボウボウであり、隣地の人がなんとかしてくれという話があり現地に行ってみると、本当に草がボウボウで、どこの企業か札をしないといけないようですが、その札がない。フェンスがないので札がないというところで、非常に困っているところです。いろいろ話を聞くと兵庫県は県条例で太陽光パネルの設置の条例を作っておられるようですので、県として検討してもらいたいと思います。

議長

今日は栃本課長にお出でいただいて、今のような話を認識してもらったのは非常によいことだと思いました。これからも機会あるごとにお出かけをいただくとありがたいと思っています。

(1) 次回開催予定

事務局 平成30年5月22日、午前10時より、水明荘で開催します。

議長 以上で、会を終了します。